

仙台市下水道条例の一部を改正する条例

仙台市下水道条例（昭和三十五年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「承認」の下に「（この項ただし書を除き、以下「承認」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が必要があると認めるときは、他の公共下水道管理者（法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。）の承認を受けた事業者も、排水設備工事を施工することができる。

第六条の二第二項中「前項の」を削る。

第六条の三第一項中「前条第一項の」を削り、「承認する」を「承認をする」に改め、同項第三号中「専属させている」を「選任している」に改め、同条第二項中「前条第一項の」を削る。

第六条の四第一項中「専属の」を「選任した」に、「第六条の十一第一項各号」を「第六条の十一第二項各号」に改める。

第六条の五第一項及び第六条の八第一項中「第六条の二第一項の」を削る。

第六条の十一の見出し中「の責務」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公認業者は、営業所ごとに、第六条の九第一項の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。この場合において、公認業者は、当該責任技術者を他の県内営業所の責任技術者と兼ねさせることができる。

第六条の十四第三項中「第六条の十一第一項各号」を「第六条の十一第二項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。